# 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

ワークステーション株式会社

2026年4月1日～2028年3月31日

# 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

ワークステーション株式会社（以下「甲」という。）とワークステーション株式会社で従事する過半数の労働者の代表者（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条　本協定は、会社と派遣労働契約を締結し、派遣先で別添2に揚げる業務に従事する従業員及び、期間を定めないで雇用される無期派遣労働者（以下「協定対象従業員」という。）に適用する。

2　協定対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3　甲は、協定対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条　協定対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。このうち賞与、退職手当を合計して基本給とする。

（賃金の決定方法）

第3条　協定対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別添2に、協定対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する地域指数を乗じたものとする。

（一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和7年8月25日付職発0825第1号「令和8年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）別添2記載の各業務

※　職種については、別添2のうち、協定対象派遣労働者が従事する業務と最も近いと考えられるものを選択。

（二）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。

（三）地域調整については、就業地が山口県各市に限られることから、通達に定める「地域指数」の公共職業安定所管轄地域の指数を用いるものとする。

第４条　協定対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別添２のとおりとする。

（一）別添２の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金・賞与等の額（時給換算）に、地域指数及び退職金5%を乗じた額が同額以上であること

（二）別表１の各等級の職務内容及び責任の程度と、別添２の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Ａランク：５年～10年

Ｂランク：３年～５年

Ｃランク：０年

２　甲は、第８条の規定による協定対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、職業安定業務統計の一般基本給・賞与等の額による、「基準値に能力・経験調整指数を乗じた値」を対応させて比較し、決定するものとする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第５条　協定対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

（交通費）

第６条　協定対象従業員の通勤手当は、公共交通機関又は自己所有の車、自転車等の交通用具を使用する者に対し、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

片道２km未満の者については支給しないものとする。自動車を使用する者への実費は自宅から就業先との適切な通勤経路に拠るものとし、距離に応じて支給する。ただし上限額は13,000円/月とする。

※別添１参照

（退職金手当）

第７条　協定対象従業員に対して、別紙２の対象となる一般基本給・賞与等の額に地域指数を乗じた額に5%を乗じ、前払いとして支給する

（賃金の決定に当たっての評価）

第８条　基本給の決定は、１年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は派遣先企業と協議し定める事とし、その評価結果に基づき、昇給の範囲を決定する。

（賃金以外の待遇及び教育）

第９条　教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、不合理の無いものとする。

（教育訓練）

第 10 条　労働者派遣法第 30 条の２に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（具体例として別表 2-1/2-2 参照）

（その他）

第 11 条　本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第 12 条　本協定の有効期間は、2026 年４月１日から 2028 年３月 31 日までの２年間とする。

2026 年 3 月 17 日

甲　　ワークステーション株式会社

代表取締役　　原田　克保

乙　　労働者の代表者

氏名　　末岡　光春

別表１

協定対象従業員の基本給（賞与含む）の額

| 等級 | 各職務についての能力 | 基本給額<br>（時給換算） | 対応する一般労働者の能力・経験 |
|---|---|---|---|
| Ａランク | 業務に対する問題解決能力・後進スタッフへの指導教育など管理的能力が必要 | 別添２参照 | ５年～10年 |
| Ｂランク | 職種・業務内容に応じた資格等が必要 | 別添２参照 | ３年～５年 |
| Ｃランク | 派遣先企業における業務の基礎知識　品質知識　製品知識等 | 別添２参照 | ０年～ |

別添1

# 通勤手当

交通用具使用者の1日あたりの通勤手当は、次の表にしたがって支給する。

但し、上限額を1日あたり635円とする。

| 距離 | 支給額 | 距離 | 支給額 |
|---|---|---|---|
| 2km以上～5km未満 | 120円 | 35km以上～40km未満 | 400円 |
| 5km以上～10km未満 | 160円 | 40km以上～45km未満 | 440円 |
| 10km以上～15km未満 | 200円 | 45km以上～50km未満 | 480円 |
| 15km以上～20km未満 | 240円 | 50km以上～55km未満 | 520円 |
| 20km以上～25km未満 | 280円 | 55km以上～60km未満 | 560円 |
| 25km以上～30km未満 | 320円 | 60km以上～ | 600円 |
| 30km以上～35km未満 | 360円 | 自転車通勤 | 2，000円 |

別表 2-1

# 具体的な教育訓練内容

## 職能別訓練（製造業に従事する者）（1年目～）

・製造業における基礎知識の習得

例　製造又は加工機械（成形機・プレス機・ガス溶接機・NC 旋盤等）の業務についての安全教育

品質向上において検査項目や検査手順及び部品組み立及び取り付け等の作業手順や品質管理に係る教育

また、資格保持者（フォークリフト免許・玉掛・クレーン）は基礎的教育は基より、各派遣先において、業務内容による作業手順の徹底を行う

他、道具（電動ドライバー・カッター・溶着器等）を用いての作業手順の教育

## 各資格技能取得（2年目～4年目）

・各派遣先での業務内容における派遣社員のキャリアアップ訓練

製造に係る業務ではフォークリフト免許、玉掛、クレーン等の派遣先に応じた資格取得

また、各派遣先での技能向上及び品質向上における教育的試験制度等の参加など

機械操作では成形機・プレス機・ガス溶接機械等の資格及び免許取得

他、専門的スキルの習得（機械加工技能士など）

## 職長教育訓練

業務に対する問題解決能力の習得

後進スタッフへの指導教育の訓練（管理能力の訓練）

別表 2-2

# 具体的な教育訓練内容

職能別訓練（事務業務に従事する者）（1 年目～）

・OA 機械操作訓練（PC 機械操作に於ける基礎的なワード及びエクセル操作の習得）
派遣先での各種資料作成やデータ集計及びファイリング等の業務教育
来客又は電話対応等の社会人としての適切なビジネスマナーの習得

各資格技能取得（2 年目～4 年目）

・派遣先での業務内容における派遣社員のキャリアアップ訓練
専門的スキルの資格習得（簿記・秘書検定等）
MOS（マイクロソフトオフィススペシャリスト）取得
派遣先においては雇用保険、社会保険などの基礎知識の習得